

昭和五十二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)26117079
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額300円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

左派の と ま ど い …………… 2

左派の主体的なたたかいが問われる …………… 3

— 社会党大会を終えて —

ことごとく失敗した社公民派の戦術 …………… 6

— 社会党第四四回大会を傍聴して —

△資料 常松裕志氏の「意見書」に添えられた「たより」②▽

一九八〇年度運動方針案に対する意見 …………… 9

徹底的な論議が春闘「再構築」の道 …………… 12

— 総評臨時大会を傍聴して —

全通労働運動の現状と課題 …………… 14

— 協調路線への転換を示す八〇春闘方針の特徴 —

■緊急号外・好評発売中■

『道』批判者たちへの反批判—『道』と科学的社会主義の擁護

定価 五〇〇円 (郵送費含)

旬刊 社会通信

NO.83

一九八〇年三月二日

一九八〇年三月二日

(毎月二日・二日・二日三回発行)

■巻頭言■

左派のとまどい

社会党の大会が終わって二週間。あの党大会は何だったのかという問題がある。すんでしまった大会にこだわっているわけではない。党のなかにも活動家のなかにも、とまどいがある。

大会では、社・公協定について修正ではなく補強意見ということで、党の路線転換に歯どめをかけた。全野党共闘は否定しない、共産党との共闘は排除でなく、段階的な措置である、自民および民社との連携はないと、補強意見は確認された。しかし社公協定を満場一致で承認したことで、大会後の党執行部は公明党との選挙協力や院内での予算修正をめぐる交渉を再開した。その道程では、当然のなりゆきのように、民社との交渉があり、社公民への公然とした連携のうごきがある。

あの大会を、社会党にとって「歴史的転換」と書いた新聞がある。何が歴史的転換か。いうまでもなく、公明を軸に、ブリッジにする社公民共闘にふみ切ったといううけとめ方である。そのように受けとめるのは、大会での左派の声が弱く、左派の主張は執行部の方針にのみこまれてしまったということであろう。そして党は、そのような方向にうごいていくようにみえる。

たしかに左派にはとまどいがあった。国会議員が大会の代議員権を得たことで、大会の代議員数が左派がはじめから劣勢であったこと、総評が公明との協力に強引にふみ切っていること、それに共産党が総評内で統一労組懇のような組織をつくり、おかしなうごきを見せていることなど、右傾化の道をたどろうとする全体的なうごきはやいテンポに、社会党内左派が十分に対応する姿勢をとることができなかつたのが、とまどいの原因となつたこともたしかだろう。

だが、左派はとまどいを捨てねばならない。参院選挙を展望してみても、与野党逆転の可能性はほとんどなく、かりに逆転となれば、自民党は当然、民社と公明に連立のさそいをかけるだろう。それはほとんど既定のコースといっている。その上に、労働戦線内部の右傾化が「政策要求」や部分的な分配をもとめてその野党分断をささえる方向にうごいていくことはあらためて指摘するまでもない。

さらにいえば、国際的には反ソ包圍網のひろがりやと軍事的な緊張が加速度をくわえ、インフレ不況の再来による独占の危機感が、体制の強化をめざして左翼勢力の孤立化に力をそそいでくるだろう。

社会党と総評は、このようによめる情勢のなかで、ただ右寄りの流れに追隨してゆくだけで好いのだろうか。左派のとまどいは、右傾化のテンポをはやめる情勢のなかで、自らの立場を戦線拡大の方途をまだみいだしかねているところにある。とまどいをふつ切る道は、社会党と総評内の非共産党左派が党と労働組合の主体の強化にむけて力をあわせ、あらためて階級的な戦線の拡大をはかる活動を展開することである。その時はすでに来ているし、それなくして右傾化への歯どめをかけることもできないだろう。

(K)

左派の主体的なたたかいが問われる

—— 社会党大会を終えて ——

自信を強めることができたが……

第四回社会党大会は、党の社会民主主義化を阻止しようとする、全国の活動家の努力が一定の成果をあげ、運動方針に三点の補強を加えて終了した（その報告は二月一五日付『社会新報』を）。久しぶりに、活気のある大会でもあり、社会党の前途はけっして暗くはないと、自信を強めることができた。

だが、決定の内容そのものに、過大評価は禁物である。補強された運動方針は、党内の対立する意見をそのまま両方とも、認めたものである。すなわち、「社公協定」という、明らかにこれまでの基本路線と異なるものを承認し、同時に、「基本路線をいささかにも変更するものではありません」と確認しているのである。

社公民路線（社会民主主義の路線）を進もうとする右派は、「社公協定は承認された」との大義名分をもって、社公民ブロックの強化に全力をあげている。職場、地域の活動家を中心とする左派は、当然、科学的社会主義の路線にもとづいてたたかき、党の右傾化を阻止しようと、必死の努力をする。その双方が「運動方針の実践」なのである。

「二本社会党」であってはならないと、多くのまじめな党員は考えている。今大会はしかし、「二本社会党」を公認してしまったのである。しかも、その二本の間の距離は、大会場での公式発言よりもずっと大きい。というのは、社公民路線、さらにはその延長線上に保革連合政権をも願望している右派は、大会中はあまり積極的ではなく、多賀谷書記長、北山副委員長などによる「基本路線は変わらない」との答弁にまかせていたが、それが本意でないことは、堀、武藤、森永などの諸氏の、日頃の言動から明らかである。また国会議員団の多数も、同様に政権病にとりつかれている。

社公推進派はわが道をいつている

大会後、予算案の修正をめぐる、社公民共闘が成立し、共産党とは別行動になった（彼らも、ここでは手を握らないほうが党派的利益が大きいとふんだのである）。しかもそのその修正案には、基本路線にかかわる問題点が含まれている。

第一に、防衛予算の減額要求が簡単にはずされてしまっている。民社党がそれに賛成しないのは明らかである。そして社会党は独自に防衛予算の減額を要求するというから、これだけで路線をはずれたとはいえない。しかし「民社党が反対だからしようがない」としてすませるだろうか。

現在、独占資本の軍需産業を拡大したいという欲望が非常に強いのは、誰もが認めるところである。それがすぐに実行できないのは、武器の生産における技術がまだアメリカに

劣っているという理由とともに、平和を願う国民世論を背景とした、革新勢力の反安保、反自衛隊闘争の成果でもある。いま簡単に、三党共同の修正案から防衛予算減額要求がはずされる、そのことよって与野党の論争の焦点にならなくなるのは、これまでのたたかいに水をさすことにならないか。軍需産業でうまい汁を吸おうとする独占資本をひそかにほくそえませることになるのは明らかであろう。

もう一つの問題は、「行政改革」にかんして、内容を明確にしないまま、一般行政経費の削減を提起していることである。これも、民社党が露骨な合理化を主張するので、抽象的な表現になったと弁解されるだろう。しかし権力は自民党がもっているのであるから、もしこの修正がおとつて、この項を理由に、公務員労組者の首切り合理化がおこなわれても、文句はいえないのである。

ようするに、右派の側は国会議員を中心に、彼らなりに大会決定をふまえて、社公民路線を突っ走っているのである。しかも、党の右傾化の基盤であり、実はもつとも強力な社会民主主義路線の推進者である労働運動の右翼的再編成の動きも、大会後に、また一歩右へ、ふみだしている。民間二四単産で構成される政策推進労組会議が、自民党と協力機関をつくる（双方で金をだしあつて、国際交流や調査団の派遣をするという）と決めたのである。

総評はこれまで、「民間先行、労働組合主義、国際自由労連加盟」を認めて、労働組合の「統一」にかかわってきた。そのために、「共産排除、現実的な政権構想」を実行しろと社会党に圧力をかけ続けた。その「組合主義」の主流を形成する政策推進労組会議が、自民党と協力機関をつくることになった。総評と自民党が、間接的にはあるが協力関係をもつようになるのである。

問われる労組内党員の活動

われわれはこんな行動に、つきあつてはいられない。党の執行部は「中道を保守の側においやつてはならない」とくり返し答弁したが、右派は党自身を「中道化」しようとしているのである。「いささかも変更するものではありません」と確認された、科学的社会主義の路線をふまえて、たたかいはひろめ、組織を強化しなければならぬ。とくに、社会党のもつとも強固な基盤であるべき労働運動が後退している現状を変えなければならぬ。労働者のなかに深く根を張らなければ、左派が強力な足場をもつことはできないのだが、これももつとも立ち後れていることでもある。

この点では、左派の内部でも、これまでの取り組みを素直に反省する必要があると思う。「職場支部建設」の方針は、「たてまえ論」ですまされ、実際には目先の選挙のために居住地での活動が優先されていなかっただろうか。労働者の日常の闘争については、労組機関にまかせ、党は「介入するな」という労組の反発を恐れて、沈黙していたのではないだろうか。それでも、労働組合の運動が盛り上がり上がっているときには、労働者は社会党を支持し、信頼していた。

だが、最近はそのようにたかをくくっているわけにはゆかない。労働者が労働組合も、社会党も信用しなくなっている。なぜなら、社会党が組織としてたたかわなくなっただけでなく、社会党員である労組幹部が、労働者の怒りを抑え、切実な要求をくみあげないという状況が、非常にふえているからである。退職勧奨にあつた高齢者は、腹のなかではもつと働きたいと思つていても、職場では口に出せないでいる。そのとき、社会党員である労組幹部が、「本人が納得した人だからしようがない」と突きはなしている。腰痛症に悩む青年労働者が、時間内通院はできなくても、せめて残業だけはしまいとがんばっているとき、社会党員である組合幹部が、そんな青年の苦痛を知つてか知らないでか、「あんなことでは仲間から信頼されない」と批判している。そして労組機関にいる社会党員が、反合理化闘争には力を入れず、「まず働いてから権利を主張しろ」と説教する。

左派の主体的活動が社会党の今後を決定

もちろん、幹部にはそれぞれの事情があるだろう。しかし、労組幹部である社会党員と個々の労働者との、右のような関係があるかぎり、社会党支持は減つていかざるをえない。それも、本来はいちばん頼りになるはずの組織労働者の、活動的な部分からの社会党離れが、とどめきれなくなる。この問題を、右派といつしよに解決しようと思つても、無理である。右派はすでに、職場のたたかいで労働者の要求を獲得しようという方針を、事実上は放棄しているのである。左派の党員、社青同、『まなぶ』の仲間など、階級闘争の思想をもつ者がたたかき、そのたたかきが盛り上げれば右派も追隨してくるだろう。しかし今はまだ、そういう条件はない。

学習活動についても、同じである。右派の幹部にいくら学習を呼びかけても、冷笑されるだけである。学習が拡がり、その成果が目立ってくれば、良心的は党員は素直にそれを認め、右派の幹部も無視はできなくなる。しかし現在は、左派の実践がそれほどの力をもっていない。その証拠に、左派のなかにすら、アフガニスタンへのソ連軍の支援やサハロフの処分をめぐる、社会主義への確信を失ないかけている者が（それもけっこうの幹部に）少なくないのである。

こういう状況を少しでもかえてゆく、われわれの主体的なたたかいが、社会党の今後を決定する。八〇春闘、各労組での反合理化闘争、参院選への取り組みのなかで、ひるむことなく階級闘争論を主張し、周囲の仲間たちとの階級的団結を固める、そのなかで、党、社青同、婦人会議の組織建設をすすめ、労働組合内での主導権を強める、そうした積極的行動が、いまとくに重要である。低賃金、首切り合理化に苦しむ労働者は、社会党、および個々の社会党員がそのようにたたかうことを、心から期待しているのである。

(北条 一雄)

ことごとく失敗した社公民派の戦術

— 社会党第四回大会を傍聴して —

左派の反撃の条件が拡大

社・公連合政権構想をテコとした社公民派（社公推進派と保革連合派の総称）による社会党第四回全国大会の党右傾化のための戦術はことごとく失敗に帰し、左派の反撃の条件が拡大した、というのが大会全体をつうじての感想である。

党機関での約束（昨年十一月の中央委員会で社公政権協定の調印の前に機関にはかる）を無視した党中央一部幹部の強引な協定の調印は、その手続きをみただけでも、全党員のひんしゅくをかうものであった。さらに協定の内容をみたとき、かつての故江田氏も顔負けする党右傾化の危険性を含むものであったことは改めてのべるまでもないだろう。

社公民派の最初のつまずきは、説得のために強引に開催した県本代表者会議にはじまる。社会新報二月十五日号に詳報されているとおり、党中央指導部は下部討議の不充分さを自己批判しなければならなかったのである。そして同時に、大会での徹底した討論を約束したことは、けだし当然のことであった。

だが、大会が開催されるや大会運営委員会が、運営委担当中執とともにおこなった最初の仕事は、社・公政権協定にかんする討論の封殺であった。

県本代表者会議で自己批判しておきながら、さらに全党員に配布された大会議案でも、社・公政権協定については運動方針の項での審議と承認を提起しておきながら、それらを公然と無視して、第一日目党務報告で社・公政権協定の承認を求めるところを大会運営委員会は多数でおしきったのである。

大会は、当然にもこの大会運営委の提案を否決した。これが彼らにとっての第二の失敗である。

大会は、八〇年代前半の時期における党のたたかいの方向性を決める重大な疑義をもつ社・公政権協定について常務報告および第二日目運動方針小委員会において徹底的な討論をおこなうことを要求した。

運動方針小委では、圧倒的な社・公協定にたいする批判、意見に有効な反論もなしえなのまま、最終的に有志代議員から提出された修正動議を補強意見としてのみこまざるをえなかったのである。これが彼らにとって第三の、そしてもっとも大きな失敗であった。

「議員支部」の修正削除を決定

一方組織・機関紙小委員会では午前中、日刊化第一次案の一年間の下部討議の提案をふくめ、むこう一年間の機関紙活動強化の方針を建設的かつ真剣な討論を経て満場一致決定した。だが、午後からの百万党建設および組織活動方針の討論では批判的意見が続出した。

この小委での特徴は、基本組織の変質、ひいては党の基本性格をゆがめる「議員支部」が修正削除されたことである。党費制度のなしくずし改悪や大量入党による党基本組織の軽視など、党中央百万党建設委員会の指導は幾多の問題点を提起しているが、「議員支部」の修正削除が多数で決定されたことは、今後の「百万党建設運動」にたいする党中央の無原則的指導に一定の歯止めをかけたものといえることができる。

社・公政権協定と同様に、組織建設においても、党組織の変質にチェックがかかったのである。これが彼らにとつての第四の失敗である。

組織活動の項では、もう一つ重要な確認がおこなわれたことをここで強調しておきたい。それは全国大会代議員権の問題である。社会新報（二月一日付）の組織・機関紙小委員長報告ではきわめて簡単に、今後の検討課題の一つとして、「全国大会代議員構成の問題」にふれている。

しかし、討論のなかでは東京、新潟の代議員がこの問題にふれ、中央として現行制度の矛盾（国会議員等の代議員が全体の三分の一を基準とする（規約第三十九条）を認めざるをえなくなり、検討課題とせざるをえなくなったのである。この点については本紙第八〇号でふれており、詳細な内容は省略するが、国会議員が昨年の総選挙で減少し、一方で党員が拡大したような今回の大会の場合、一般党員の権利が大幅に制限されることになる。ちなみに第四二回大会では一〇〇名に一名、第四三回大会は一四五名に一名、そして今回は実に一九〇名に一名の割合で組合員の選出がおこなわれている。一般党員の代議員権は二年間でほぼ半分に制限されたことになる。

党中央が、大会の決定をふまえてどのように検討するか、きびしく監視していかねばならない。

社公民派は小委員会のみならず、第三日目全体会議においても失敗のつみ重ねをおこなった。それは先にのべた組織・機関紙小委員会における「議員支部」の修正、削除の決定を全体会議で強引に否決しようとたくらんだのである。しかし、このたくらみは代議員の圧倒的多数によって再度否決され「議員支部」の修正削除は、ますます不動のものとなったのである。

人事についてふれるならば、下平書記長擁立の失敗、中小企業局長、地方政治局長の社公民派擁立の失敗をあげねばならない。

全党的な大衆討議で党員に「危機」感

以上、社公民派の党右傾化の大会戦術はことごとく失敗した、とのべてきた。しかし、失敗という表現は必ずしも適切でないかもしれない。むしろ敗北といった方がいい。

彼らはなぜ敗北したか、マスコミ報道では社公民派が大会代議員の多数を握っていたはずであるにもかかわらず、これにはいくつかの理由がある。たとえば国会議員の出席（とくに重大な決定のとき）がきわめて少なかったとか、社公民派のまずい大会戦術とか、社公民派といっても、その内部は保革連合派と社公推進派にわかれているとか、しかし、よ

り基本的には、保革連合の危険性をもつ社・公政権協定の内容及全国的な党員の党右傾化にたいする危機意識、そして何より全党的な大衆討論の発展である。

党員相互間、各級機関における討論と集約が進展するに比例して、大会代議員構成にもあきらかな変化がでてきたのである。

今回の大会ほど下部における党内大衆討論の成果が、くっきりと反映した大会はおそらくかつてなかったのではないかと。

最後に、党の階級的強化のために日常的な大衆運動と目的意識的な党建設をいっそう強めていくことがたえず基本的な重要なことであり、この点をいくら強調しても強調しすぎることはないと思う。しかし、同時に大会にかんしていうならば、今大会で検討課題となった大会代議員権問題について、その矛盾をただす努力を精力的におこなうこと、そして大会議案書の下級機関への交付を少なくとも一ヶ月前（現行は少くとも二週間前）党規約第四十四条）に改めさせ、充分なる下部討議の期間を保障させることの重要性を提起しておきたい。

（十一頁からつづく）

（七） その他の問題点

この運動方針の問題点は決して以上に限りません。

このような重大な運動方針を決めるのに、わずか二〇日間の期間しか与えず、しかも充分な討論を保証しようとしていないことも指摘しなければなりません。民主主義をたたかいてろうとする我党内に、党内民主主義が確立していかないということですから。

階層別支部、議員支部などを認める（六ページ一段）という提案も困ったものだと思えます。

社青同から分裂していった組織と協力関係を強化する（一〇ページ四段）という分裂主義の方針にあきれかえています。まだ他にも問題がありますし、あなたもおありだと思います。しかし、最大の問題は、「社公の連合政権合意」です。この協定によって、運動方針がゆがめられ、変質させられた、とみてまちがいないのではないのでしょうか。そこで私は、別紙のような意見書を大会に提出いたしましたものです。

〈第八回DDRの夕べ〉のお知らせ

日時・一九八〇年三月四日午後六時 場所・全水道会館労大教室 参加費・三〇〇円

講演・国際婦人デーとクララ・ツェトキン／クララ・ツェトキンにまなこ

（東大教授・塚本 健）

△資料 常松裕志氏の「意見書」に添えられた「たより」②▽

一九八〇年度運動方針(案) に対する意見

前回第八二号(一九八〇年三月一日)につづき、日本社会党町田総支部所属の常松裕志氏の「意見書」に添えられたたよりの後半部を資料として掲載する。
(編集部)

(四) 「保・革連合」に足をふみだした、といえないか

いま、労働者階級をはじめとする勤労国民がもめているのは、諸悪の根源である大企業(独占資本)の横暴を抑える政府です。しかし、この方針が提起しているのは、未だ、私たち革新勢力が、独占資本の横暴を抑える実力をもたないうちにできる政府である、とのことです。反独占国民戦線の成立をみずに、革新の政権ができる、と私は思いません。組織的な力なしに、政権がころがりこむことがあるなどとは私には思いません。しかし、党本部は、ころがりこむことがある、といっているのですから、それをみとめたとしても、その政府は、労働者階級と勤労国民の立場にたった政策を実施しようとする瞬間から、大企業(独占資本)と自民党の妨害と抵抗にあうのは必至です。従って、大企業の横暴を抑える力(反独占国民戦線の組織力)はもたないにしても、せめて、勤労大衆を大企業、自民党とのたたかいにたちあがるようよびかけ動員することなくして、ただの一日でも政府は維持できないはずで、チリの経験は、このことを私たちに教えました。

さて、ところが、この大会に承認がもとめられている「日本社会党と公明党の連合政権についての合意」(六〇七ページ)は、勤労大衆に反独占・反自民のたたかいをよびかけるなどということが、まったくみられません。

そればかりか、次のような点からみて、この連合政権は、現自民政府とかわりばえがなく、したがって、自民党も参加可能な政権です。「保・革連合」に道をひらくものに他ならず、とうてい、勤労国民や党を支持してきた広汎な人々の共感をえられるものではありません。

① 党のこれまでの主張である全野党共闘を突然放棄し、「共産党排除」を明文化したものの、この合意書のどこにも「自民党に反対する」とか「自民党政府を打倒する」とか「反自民」の立場がまったく明文化されていない。そして一方では、一月二〇日放送のNHK政治討論会で、武藤山治政審会長は、自民党脱党派との政権構想を述べている。こうしたことはこの連合政権に、自民党ないしは自民党脱党派が参加させることに道をひらくものといつて過言ではない。

② 政治腐敗、買い占め、物価つりあげ、脱税、賃金抑制、労働強化、公害バラまきなどをひきおこす諸悪の根源は大企業(独占資本)に他ならない。この連合政権はその大企業の横暴を抑える措置をなにとつとろうとしていない。

③ この連合政権は、金権政治の原因のひとつとなっている企業献金を禁止する措置

をとろうとしていない。

④ 安保条約については、将来は「解消をめざす」ものの、当面は「それを可能とする国際環境づくりに努力」するといひ、党のこれまでの即時廃棄の主張をかえ、この連合政権のもとでは、安保条約を存続させることになっている。

これは、横田基地をはじめ、米軍基地の返還をもとめる三多摩市民の期待を大きくそこなうものである。

⑤ 自衛隊についても、党の「非武装」の主張をかえ、この連合政権は、「シベリアン・コントロール」のもとで自衛隊を存続させることになっている。縮小、改組は、将来の検討事項にすぎないのである。

⑥ 原子力発電についても、党の「建設も、運転もみとめない」という主張をかえ、この連合政権は、一定の前提条件をつけたうえで、建設をみとめているのである。まして、いま現に運転しているものを中止するなどということは、この連合政権は全く考えていない。

これは、原発の危険に反対し、その運転中止をもとめてたたかっている各地の運動に背をむけるものである。

(五)「公明党を、自民党にまきこまれないようにするため…」というウソ

私たち日本社会党は、労働者階級の階級闘争の指導部です。闘争の指導部は、つねに、確信にみち断固としていなければならないと思います。

いま、独占資本を先頭とする資本家階級と労働者階級との対立は、(一)項で述べましたようにますます深まり、激しくなっています。社会の亀裂は深まっています。それは、政治闘争の分野では、一方における大企業を中核とした資本主義を守りぬこうとする政治勢力と、他方における反独占・民主的改革をめざす政治勢力の二つの陣営に分極化します。階級矛盾、対立の激化は、不可避的に、この分極化をもたらします。(「国民統一綱領」がこのことを明示しました。)

階級闘争の指導部である党は、闘争を弱めるのでなく推進し、階級対立をおおいかくすのでなく、逆に、全ての国民の敵は大企業と自民党政府であることを明らかにし、政治闘争での分極化を促進しなければならないのではないのでしょうか。ところが、この運動方針は、四項でみたように、公明党にひきづられて、大企業、自民党の政治勢力の方に移ろうとしているのであり、党の自殺行為に思えてならないのです。

ある人々は、こう強弁しています。「これは、公明党を、自民党にまきこまれないようにするための措置なのだ」と。それが、今回の、社、公協定のネライだとととささやくのです。

しかし、これは、だれにでも簡単に見破ることのできる言ひのがれにすぎません。

第一に、運動方針をはじめとする党の公式文書には、その見解はまったく姿をみせていないからです。運動方針が述べているのは、「自民党の中道まきこみによる保守の延命を

ゆるさ」ぬため、この「社・公の連合政権合意」により「新しい日本の政治革新を指向する実現可能な道への一歩を進める」(三ページ)と、この社・公協定は、公明党を革新の側につなぎとめるというような防衛的措置ではなく、現実的、可能性のある積極的な措置であることをはっきりうちだしているのです。(三ページ「八〇年代革新の政治方向」の項。)

第二に、公明党を革新の側にくいとめる措置であるかどうかは、願望や期待の問題ではなく、現実には公明党が、この協定の結果、革新の側に一歩ふみだしたかどうか、で判断する問題です。

そして、現実におこっているのは、「この協定は、なんら公明党に変化がおこったのではない。変化したのは、共産党排除を決断した社会党だ」という公明党の再三にわたる言明です。

その一例は、社・公合意がなった翌日の一月十一日おこなわれた「公・民政権協議会」の「連合政権は、中道連合構想が基本」の合意です。また、一月の公明党大会で、矢野書記長も、正木政審会長も、社・公協定も、公・民協定も、その内容はくいちがいない、という見解表明にあきらからずです。

変節したのは、社会党であることは、新聞をよめる全ての国民が知っています。

それを「公明党をひきとめるため」などというのは、余りにも低劣なデマではないでしょうか。

(六) 労働者階級の戦線に「分裂」をもちこんで、階級闘争を前進させることはできない。

日本の労働者階級、とくに、その中核である総評に結集する労働者は、日本社会党を多く支持しているが、少なからぬ活動家が日本共産党を支持しています。公明党を支持している労働者はいますが、活動家にはきわめて少ないのが実状です。

さて、今度の運動方針(三ページ四段)及び、「社公協定」で「共産党排除」を決めたことは、職場の活動家の間に、事実上、分裂をもち込みました。

党は、これまでの「政策で一致するすべての勢力と連合する」方針を突然なげすて、共産党とは政策上の一致がえられるか、どうかの話し合いさえ行わずに、「排除」を決めたのです。こんな乱暴なことを行うためには、「共産党はまともな話し合いを行なえるような相手ではない」と決めつけでもしなければできません。そこで、運動方針のなかで、「共産党は待機主義だ」とか「よりまし政府論を撤回した」とか、「党や総評を批難している」とか、の悪口をあびせることになったのです。(三ページ四段)

こうして、党中央は労働組合が団結して独占資本とたたかわなければならぬ時期に、活動家の中に不毛の、不必要な論争と対立と分裂をもち込んだのです。これは、生活の改善を要求してたたかおうとしている労働者階級の利益をそこなうものといつて過言でないと思います。

(八頁につづく)

徹底的な論議が春闘「再構築」の道

— 総評臨時大会を傍聴して —

富塚事務局長は「八％はミニマム」というが

「今年の春闘は、ここ二、三年同様、ストライキもたいして打たないまま、二ヶタにいかないで妥結してしまうのが目に見えている。総評は八％の要求をだしている。これではたたかうまえから、二ヶタにはいかない。総評は本気でたたかう気があるのか。たたかえば少しでも上積みされるという可能性があるからこそ、春闘もやる気になるのだ。組合員はもう結果はきまっているんだろう」とシラけている。だから「春闘をたたかう」と、オルグしたり、教宣しても職場はシラけているんだ」という活動家の声は多い。

こうした活動家の声に、富塚三夫総評事務局長は、二月六、七日に開いた総評臨時大会で、次のように答えた。

一つは、八％はあくまでも最低であり、ミニマムであるからそれ以上要求してもらって結構である。二つ目は、正礼要求でもある。高目の要求、低目の妥結、というのが従来のパターンであった。今度こそは掛け値なしの正礼要求として、満額をかちとるための要求である。三つ目は、ばらばらであっては相手側にくさびを打ちこまれる。だから統一要求である。四つ目は、われわれががんばらなければたたかいてきて要求額とれるというなら成功する。現実には主体性のなかでむずかしい——というものであった。

もう少しわかりやすくいえば「要求を出してもとれなければ意味がない。とれる要求をだして、みんなで満額をとるたたかいをすることが重要ではないか。八％ミニマムというのは、他の労働団体とも水面下で話し合いながら統一した要求を作ったのだ。そこを大事にしなから、八％はあくまでも最低なのだから力のあるところはもっと要求して勝ちとれればいい。ストライキを打たないなどといっていい。ストライキを打てるところはどんどん打って、たたかってもらって、要求どおり勝ちとればいい」というのである。

下部の活動家が総評本部に疑問をもっているのはおかしいのである?。総評本部は、八％で妥結しろなどと言っていないし、ストライキを打つなどとも言っていない。実際、富塚事務局長は「妥結できないときは、さらに五月段階へもたたかいを発展させていくことになる。従来のややもするとだからだとして戦力が分散してしまうことを今回は改めて、労働者のもてる力を集中する。そしてたたかいを組織するというこでやっていきたい。もたれあいなり他力本願式のたたかい方ではだめだ。要求とたたかいを二体のものとして、満額獲得するまでは妥結しないことをこの大会で確認をしたい」という。

だから、総評本部に不満を活動家がいるのはおかしいのであって、職場がシラけているならシラけないようにたたかいを組織し、満額とれるまでやめないたたかいを組めばいいのである。少なくとも、総評臨時大会で富塚事務局長はそう答えているのである。

大きい幹部と職場のギャップ

ではなぜ、総評組合員は今春闘で、「総評はたたかう気があるのか」という疑問を持つのであろうか。素直に言って、総評本部にたいし、多くの疑問をもち、「八%では低すぎる」という声、「ストなしで終わるのではないか」という声は、活動家のなかに広がっているのは事実であり、その反映として、シラけている職場があるという面は否定することはできない。

総評本部は臨時大会で、「とるまでやめないたたかいを」という。その一方、下部の活動家は、「そんなたたかいはする気があるのか」という不信を持っている。

このギャップはどこからきているのであろうか。それは、総評指導部の日常活動あるいは姿勢にあるといてもいいすぎではないだろう。

富塚事務局長は、「満額かちとる要求」というのである。すでに、七%台の回答がでる可能性が、たたかう前から、資本の方からの意向としてだされている単産もあるという。

「要求と妥結が大幅となってもしょうがない」という考え方はスジ論のようでもある。しかし、たたかう前から、「このへんなら敵も要求をのむだろう」という要求のし方はない。このような要求のし方なら、大衆はいらない。幹部と経営のトップの交渉だけで、春闘はかたがついてしまっただろう。交渉のし方がうまいか、へたかで、勝負はきまり、百円玉一個をうわのせするかしないかの攻防となり、数字の帳じり合わせで「要求が満額とれた」という総括になる。これでは、下部大衆がシラけるのもやむをえない。

「五月段階へもたたかいを発展させ、満額とるまでやめないたたかいを」と本気で考えるなら、それが、大会だけの答弁、あるいは、幹部の頭だけの発想で終わらせないというなら、そのために、オルグが教宣が必要であろう。下部の組合員は、「総評は八%の要求だ」と理解している。どのように言おうとも、「何も八%を要求しているのではない。それはミニマムなのだ」と弁解しても、マスコミの報道という面があるにしても、「八%要求」と下部大衆は理解しているのである。それがまちがっているというなら、「まちがっている」と本気で教宣する必要がある。

(次号につづく)

◇読者からのたより◇

大変送金が遅くなり申し訳ありません。

引き続き購読させて戴きます。

右傾化をはねかえし労働者解放の闘いに常に勇気づけていただき、とかく曇りがちな運動に光明を見出す気持ちです。

年齢的には愈々老齢に入りつつ、(五十六歳)ありますが何時も若返りながら職場で頑張っています。

御指導をお願いし送金の遅れましたことを深くお詫びいたします。

一九八〇年二月二〇日

(岩手・〇)

全通労働運動の現状と課題

—— 協調路線への転換を示す八〇春闘方針の特徴 ——

全通第七五回中央委員会の焦点

全通は三月六～七日の二日間、東京で第七五回中央委員会を開催し、「八〇国民春闘を軸とする当面の闘争方針」について討論・決定する。今回の中央委員会は、すでに職場討論にかけられている第一号議案で、本部側が全通運動の基調を修正する考え方の提起をおこなっていることからして、当面する八〇春闘の方針にとどまらない論議を呼ぶことになろう。その焦点は次のようなものとみられる。

第一に、あの歴史的な反マル生闘争（七八年末～七九年春）の総括をめぐって、積極的に評価する「左」派と否定的な見解に終始する「右」派のふたつに割れた第三二回定期全国大会（七九年七月、札幌）以降、専従者レベルの議論として本部側が提起してきた全通運動基調の修正・変更論——そしてこれを援護する形での郵政省当局側からの路線転換攻撃——を大衆的に押し返す討論の深まりを勝ちとることであろう。

第二に、こうした流れの特徴的な提案としての「労使関係改善にむけての組合側の能動的対応策」なる協調路線の提起を、反マル生闘争の原則的な総括や今まさに全国的に吹き荒れる首切り「合理化」などの視点から、職場実態に根ざした論争の前進のなかで、ハネ返していく構えの確立が求められよう。

第三に、「合理化」、賃金抑圧攻撃の生活実態に苦しむ職場労働者の気持ちを大切にしたい反独占・反自民・反合理化の国民春闘を職場と地域から構築する果敢な方針をきちんと確立することである。そして、春闘学習、大幅賃上げ、権利確立、組織強化拡大などのたたかいを大衆的に実践しつつ、これを政治反動化阻止、参院選・日本社会党勝利へと結び発展させていかなければならない。

第四に、これらのために、この間の次のような執行経過の諸点をはつきりさせる必要があろう。

- ①、七九年秋期年末闘争における組合民主主義と大衆路線の否定にたつ妥結内容。
- ②、とりわけ、反マル生課題、団交権、特別昇給制度・組合案などをめぐる大衆不在的な取り扱い。
- ③、さらにこうしたことの集約的な表現ともいえる「七九年度後半の執行方針（全通企七三号）」——などの問題である。

「相手の立場」より全通労働者の実態の直視を！

中央委員会議案書の大きな特徴は、職場労働者にとっては実に歯が浮くような言葉で郵政省の姿勢を高く評価し、「労使関係の改善に能動的に取組む」としていることである。いわく、「当局と管理者の『お手並み拝見』という姿勢ではなく、労使関係の改善に際して積極的にうけとめ一歩も二歩も前に出てそれをより確かなものとすべきと考え」、「積極的に協力できるもの、対応を柔軟にしていくもの、場合によっては対決してでも阻止しなけれ

ばならないもの」など「はつきりとケジメをつけること」だという。そして、「ストリートに力の論理に傾斜するのではなく、しんぼう強く理づめの論理にウエイトをおいて相手のおかれた立場にも一定の配慮をするという態度を追求すること」、「職場において常態として対決・抵抗が先行し、管理者は敵、裏切りもの」という言葉がとびかう職場状態の放置をやめること（引用、「全通新聞」二月十六日付、七頁）というのである。

しかしここですっかり忘れ去られていることは、職場における郵政省の攻撃実態である。本部は、何のためか省・当局の立場を配慮すること、を強調するのであるが、それでは逆に職場における全通労働者の今日の立場がどういう所に置かれているのかを考えているのだろうか。大衆的な討論も行動もないままに本部独断で秋期年末闘争をとりやめ、きわめて不十分な内容で妥結したのは昨年の一〇月二十八日であったが、こともあろうにその前日の二七日に、岩手・釜石支部には停職六ヶ月をはじめとする四一名に大量不当処分が発令されている。その実態がどういふものであるかをここで少し見ることにしよう。

「職場では、①人間らしく扱えと主張すると、局長は『人間である前に職員だ』とそうぶく、②年休は理由を言わなければダメ、③管理者に話しを求めて行けばその間は賃金カット（郵外分会五月、一人あたり賃金カット平均三二・二分）、④支部委員会が支部役員のリテラ制限で二回流れている、⑤仕事中はタバコをやめる、お茶を飲むな、の攻撃です」（「社青同全通班協ニュース」第二八号より）。

こうした人間性否定の攻撃にたいして、職場労働者が自らの「生きる権利」とたたかう組織を守るために、団結を固め抵抗のたたかいを組むのは、ごくあたりまえの話である。本部のいうように「職場において常態として対決・抵抗が先行し、管理者は敵、裏切りもの」といふ職場状態の放置をやめること」とか、七九年度後半の執行方針でいわれる「現場の労使関係に『緩衝』状況をつくり」などという、ノンキで他人ごとのな評論を言っている状態にはないのである。そんなことで相手の出方を傍観していたのでは、生命も権利も団結もみな省当局の思うがままに奪い取られ、それこそ当局側が「一歩も二歩も前に出て」くることを許してしまうことになるわけである。「企一、二号」が、日常的な職場点検と組織づくり、そして当局の権利侵害にたいする不断の反撃（権利闘争）を提起しているゆえんはこの点にある。反マル生闘争の組織化もそうであった。

釜石の仲間たちはこの処分の意味するところを次のように的確に分析している。

「処分の意味するところは、①ほとんど全員が処分されている（暴力行為云々はなし）、②職場秩序維持の名の職場安定帯作りである、③出すぎたところはたたくという平準化攻撃である、④処分理由で明らかかなように、もう一歩ふみこみ私たちの運動（路線も含む）に挑発してきている、と大変なものであり、私たちには今後の職場闘争の位置付けをどうするのかという投げかけをしているとも言えます」（前掲「ニュース」）。

こうした攻撃は、何も釜石特有のことではなく、東北、東京、信越、九州など、ようするに全国の職場に個別分散的にかけられているのである。しかしこんにちでは、これらを反マル生闘争にたいする昨年の4・28大量不当処分と結合させて取り上げ反撃に転じていくという中央指導がおこなわれていないばかりか、省の姿勢を、「かなり柔軟性をもって年末交渉に応じてきたし、かつ要求や問題解決にもこんにち的にみて少なからず誠意もみられた」（七五中央委議案、二頁）とほめちぎるありさまである。

しかし、ほめられた郵政省は、その年末交渉における妥結内容と全通運動についてこう言っている。「組合としていくら強くこだわっている問題でも……これは譲れないと思っただことは情勢に関係なくお断りした。従って昨年末の経緯（反マル生闘争）を考えて省が譲るべきでないものを譲ったということは全くない」。年末交渉がこのように終わったのは「全通の」全国大会の中で、なぜあそこまで闘争を続けなければいけなかったのかと、現実的な考え方からする批判が相次いだという事情」からだ、という。さらに、「長期的な見方、ある意味で運動路線の見方からすれば、どうも「反マル生闘争」という言い方が即「反合理化闘争」であり、即「長期抵抗大衆路線」という運動方針にそった終わるところのない闘争という使われ方もしている。……しかし、実質的には労使関係改善項目も妥結し、団交ルールも妥結し、特昇についても見通しがついたとなると、この段階で（上述の路線、方針は）一区切りされたとみてしかるべきではないか」。そして、不当労働行為があつてはならないを「してはならない」に変えさせた、と全通が高く評価しているが「（どちらでも）趣旨は同じだ、表現の差を意識してどうこういうものではない」と、全通をあざ笑う始末だ。

こうして省側は、自分たちの方は何も変えたものも譲ったものもないが、全通の内部的な事情で今年末は何事もなく終わった、これで全通の路線転換は決定的になった、と「分断とだき込み」による成果のほどを誇らしげに語っているわけである。

すでに、こうした攻撃は、今日の「全通企一、二号」と呼ばれる反合理化の長期抵抗大衆路線が確立されて（七一年）いらい一貫して続けられてきた。反マル生闘争に一步も引かない構えで応じてきた郵政省の姿勢も、実はこの基本路線との対決という彼らのなみなみならない決意の表現であつた。「公企体の労使関係が正常化に向かつている中で、郵政だけが、なぜ同じことを繰り返しているのか。……全通は合理化に対してもっと柔軟に対応すべきであろう」（「朝日」社説、七八年二月一八日）。さらに、「あくまでも長期抵抗路線を貫けという強硬論があること（が問題）だ」（同紙、同月二五日付社説）というような反マル生闘争への非難のなかにも独占資本の根本的なねらいがよくあらわれている。

彼らのこの一大事業は、反マル生闘争に非妥協の態度を貫き通したあとの、六一名の「指名解雇」型首切りをはじめとする八、一八三名におよぶ大量不当処分発令（昨年四月二八日）による活動家パージと職場闘争の排除、そして先にみた札幌大会以降の一段と急速な「分断とだき込み」を背景にした特別算給制度の提案、これに関連するかたちでの全通側の路線転換の表明——という経過をたどることによって、省当局側のねらいは今や現実的なものとなったのである。

職場は首切り「合理化」の嵐

だが今日の職場実態は、そうした協調路線を受け入れる状況にはない。首切り「合理化」の嵐が吹き荒れ、全国二八地方貯金局を九局に削減することや、鉄道郵便輸送部門の労働者を今年一年だけでも二〇〇名以上とぼす「合理化」の具体化、さらには郵便局の廃止や郵便集配部門の大幅削減、そしてこれらに関連した「定員調整」なる配転、共通事務の機械化など、五万人削減の長期「合理化」計画は今やその集大成にむかつて一段と勢いを増している。だからこそ省・当局は、職場闘争排除のための思想攻撃や小集団管理の徹底、

あるいは「特別対策局」（業務運行困難局）と称したねらい打ち的な監視労働と組織弱体化攻撃などをこれまでにもまして強め、「分断とだき込み」の作戦強行に全力を上げているのであろう。

京都中央郵便局の場合はどうか。ここでは、郵便法七九条（郵便を故意に遅らせてはならない）刑罰、ストライキにも適用）をタテにとつた弾圧や、差別人事の発令、氏名札着用の攻撃などをくり返す一方で、「中央本部も柔軟姿勢でのぞまれているようですし、ひとつよろしく」などと管理者が全通の役員にふれ歩いている。そうしたなかで、職場では、今年一月二九日に、仲間がベルトコンベアに左手を巻き込まれて、床にアオむけに投げ出される、という労働災害・人身事故が引き起された。当然ながら全通は、当局の安全保安無視を追及し納得のいく安全対策とベルコンの使用停止を要求した。労働基準監督署も「巻き込まれる危険があるのに非常停止装置がない」など指摘し、具体的に危険箇所のは正を勧告している。しかし、当局はいずれの点についても耳をかたむけようとせず、「考えられない事故だ」とか「安全教育を徹底する」などという労働者への責任転嫁で根本原因をゴマカそうとするばかりか、現場に局長以下の郵便関係管理者や労働担当を総動員して業務命令を発し、ベルコンによる作業指示を強行しているのである。

こうして、労働者を虫ケラのごとく扱った当局管理者に怒りや憎しみが出なかつたとするなら、それはよほどおかしなことである。「労使関係改善のために省・当局の姿勢はきわめて能動的だ」（八〇春闘方針「郵政省の動き」）などという分析はいったいどこから引き出されてきたのであろうか？

いずれにしても問題なのは、反マル生闘争の掘り下げた総括討論が次期全国大会おくりとなつているなかで、「総括ぬきの方針転換」が一部幹部の発想で独断的にやられていることである。この傾向は、ちょうど一九七五年秋の大々的なスト権奪還ストライキ後にあらわれた七六年春の「中期路線」（今回と同じような基調修正・協調論）を、そしてこの延長線上に出てきた七八年春闘からの脱落や全郵政（第二組合）との「合併論」など、大衆不在の議論の進行と同じである。これらについて職場から、組合民主主義や大衆路線のあり方をめぐって本部批判と組織不信がもたされ、中央本部が自己批判した（七八年、新潟大会）わけである。このなかで、全通運動の基調「反独占の再構築が決められ」、「53・10郵便輸送合理化」反対闘争につづく「反マル生」闘争の組織化となつたのである。こうして、本部と職場組合員のズレを克服する努力がおこなわれたからこそ、反マル生闘争はかつてない力強い展開がはかられた。全通運動のいつその前進のために、いまあらためてこの経過にふくまれる貴重な組織的教訓に学び、これを大切に発展させる真剣さが求められている。とりわけ、自己批判の時には「職場組合員の意を体して」などと言つたものだが、今では「ノドもと過ぎれば熱さ忘れる」たぐいの態度になつている中央指導部の責任が問われることになろう。

八〇春闘を強め、右傾化阻止の出発点に

こうした右傾化攻勢のなかで、八〇春闘における全通労働者の課題と任務はひととき重大なものとなつている。ここであらためていうまでもなく、全通運動にたいするこのような路線転換攻撃が、日本社会党から社会主義政党としての基本的性格を抜き取つてしま

独占資本の攻撃とまったく同様にすすめられている、という情勢の認識にたちつつ、保革連合、経営参加路線への傾斜をはね返し階級的労働運動を再構築するたまたかいの環として位置づけ、八〇春闘の出發をはかる必要があろう。

すでに、日本社会党と全通のこの間の基本路線を全面的に否定する部分は、「別記討論項目は、関係地本書記長会において整理したうえで、各地方において夫々討論を積み上げることとした」(某全通地本文書、傍点引用者)などと言われるごとく、関東以西と思われる「関係者」が幾度となく全国的な会合を重ね、「社公」路線の推進と全通企一、二号の全面放棄の意思統一をはかり、郵政職場における労資協調(一体)路線の定着をめざそうとしている。

そして具体的には、この障害となる社会主義協会や社青同盟員にたいする当局側と一体になった非難と排除の攻撃である。某地区内の「右」派グループの内部文書はこういふ。

「当面、整理すべき最大の課題は『労働組合は革命の前衛部隊』とする向坂派の教条的な職場活動の息の根をとめることである。労働戦線統一問題でも彼等が大きな弊害となつているのは周知の事実であり、郵政労使正常化問題でもまた然りである」。こうした位置づけにたつて今後は「これまでの単なる批判を更に進めて彼らを完全に壊滅しなければならぬ」のだという。そのため当局の出席もふくめて定期的に会合をもつていくことを確認しあっている。

このような動きを封じこめ、階級闘争路線の防衛と発展をはかる力は、やはりなんといつても職場生産点からの大衆的な反合理化、大幅賃上げ、反処分闘争などを粘り強い学習・教宣・オルグ、五人組運動の強化を通して着実に組み上げることであり、各単産職場との交流と統一闘争の組織化をはかることであろう。

先にもたような五万人削減合理化の急激な展開と、振動障害をはじめとする生命破壊攻撃の強まり、さらには特別昇給制度の交渉開始などの事態のなかで、職場組合員は大きな不安と動揺をもち、だちをもちっている状況にある。そうしたところに、労資協調路線への転換を意味する後期執行方針や八〇春闘方針が提起されてきたわけで、八〇春闘への結集は容易ならざるものがある。したがって、先進的社会党員や社青同盟員、『まなぶ』の活動家の科学的社会主義思想の確立をめざす学習活動を底辺とした団結強化とこのまわり仲間を結集する取組みをこれまでにも増して献身的にすすめることが重要となろう。とくに、「企一、二号」をめぐることは、この間の自らの職場におけるこの基調の実践内容の総括をいねいにおこなうなかで、否定論者に、長期抵抗大衆路線による運動の前進面を具体的に押し出している態勢を八〇年反合、春闘の実践のなかでつくること。さらに、賃上げ要求とそのたまたかいに関連して賃金差別・団結破壊につながる特別昇給制度のねらいをはね返す大衆的討論と行動の強化をはかること、などが求められよう。

こうして、全国の職場と地域に吹き荒れる搾取と収奪の攻撃を大衆的にはね返す反合理化・権利闘争、大幅賃上げ、物価値上げ反対、政治反動化阻止のたまたかいを強め、独占資本の「職場が安定していれば日本は安泰」という野望を粉碎していくことである。総評労働運動の右傾化を決定的なものにしよんとする全通への路線転換攻撃を八〇春闘を軸とするたまたかいのなかで大衆的にはね返す全通労働者の役割はかつてなく大きなものがあることを提起し、仲間たちの健闘に期待したい。